



年金保険料の

免除申請は 毎年必要です!

無職や失業、パートなどで収入が少なくなり、保険料を納めるのが困難な時、申請して承認されると保険料が免除される制度があります。免除には「**全額免除**」・「**3/4免除**」・「**半額免除**」・「**1/4免除**」の4種類と30歳以下の方に限定される「**若年者納付猶予制度**」があります。

- 「全額免除」・「3/4免除」・「半額免除」・「1/4免除」の承認は、申請者本人・その配偶者・世帯主の前年所得により判定されます。(前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)

◎全額免除となる前年所得

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

◎3/4免除となる前年所得

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料等控除額
(保険料額 3,750円)

◎半額免除となる前年所得

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料等控除額
(保険料額 7,490円)

◎1/4免除となる前年所得

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料等控除額
(保険料額 11,240円)

- 保険料が免除される期間は、申請した月の前月から翌年の6月までです。

- 「全額免除」以外は、所定の保険料を納めなければ、未納扱いとなりますので、必ず納めましょう。

- 学生の方は、学生納付特例の申請をしてください。

※季節労働者の方が冬期間離職となり、厚生年金がきれる場合、60才前であれば国民年金1号被保険者への変更となります。扶養していた奥さん等の配偶者の方も、一緒に強制変更となります。

この場合、離職中であることを証明できるもの
(離職票など)をお持ちください。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう! ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
函館年金事務所 (☎0138-56-1165)



入居者募集

(有料広告)

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235
ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から43,000円まで